

自殺について①

警察庁の調査によると、1998年以降自殺者は全国で3万人を超えています。この数は交通事故でなくなった方の4倍以上とされています。

また、高齢者の自殺率が高いのは世界的に共通して言えることですが、働き盛りの世代の自殺率が高いことは、日本の自殺の実態の大きな特徴と言えます。

今回から数回にわたり、自殺の実態に始まり、不幸にして職場で自殺者が出た場合の対応について述べたいと思います。

<データから見る自殺の実態>

「平成20年中における自殺の概要資料」（警察庁）によると、以下の通り、自殺に関して特徴的なデータが示されています。

○平成20年の自殺者は男性22,831人、女性9,418人、計32,249人となっており、男性が女性の約2.4倍。

○自殺者の年齢層は、50歳代：6,363人、60歳代：5,735人、40歳代：4,970人、30歳代：4,850人の順。

○自殺者の職業別状況は、「無職者」が18,279人、「被雇用者・勤め人」が8,997人、「自営業・家族従業者」が3,206人、「学生・生徒」が972人。

○自殺の原因・動機を特定できた者（注）のうち、最も多いのは「健康問題」（15,153人）。以下、「経済・生活問題」（7,404人）、「家庭問題」（3,912人）、「勤務問題」（2,412人）の順。

（注）全自殺者32,249人のうち、自殺の原因・動機を特定できた者は23,490人だが、明らかに推定できる要因を一人当たり3つまで挙げているため、合計は23,490人と一致しない。

「無職者」には、以前は被雇用者や自営業者であったが、退職（廃業）により無職になった者も含まれます。この中には、仕事というこれまで自分を支えてきてくれたものを失ったことが原因というケースや、仕事をしていた時からメンタルヘルスの不調を抱えていたというケースも少なくないと思われます。

また、「健康問題」について、うつ病から自殺にいたることがあるのは広く知られています。しかし、自殺にいたるまでの間に精神科を受診した人はごくわずかと言われています。

<自殺の危険因子とは？>

自殺には、引き金になった出来事以外にさまざま

な要素が絡み合っています。その要素を「自殺の危険因子」として、以下の通り挙げておきます。

- ①自殺未遂歴：これが最大の危険因子。自殺未遂にいたった状況を検討することが必要。
- ②精神症の既往：うつ病・統合失調症・パーソナリティ障害のほか、アルコール依存症・薬物乱用も含まれる。
- ③周囲のサポートが不足：未婚・離婚・配偶者との死別・職場での孤立等で孤独になりやすい状態であること。
- ④性別：自殺完遂者は男性が多いが、自殺未遂者は女性が多い。
- ⑤年齢：年齢が高くなるほど自殺率も上昇する。
- ⑥喪失体験：経済的損失、地位の失墜、健康な状態の喪失、予想外の失敗など
- ⑦性格：未熟、依存的、衝動的、極端な完全主義など
- ⑧他者の死：精神的に強いつながりのあった人が、突然不幸な形で死亡し、そのことに大きな衝撃を受ける。
- ⑨事故傾性：慢性疾患の予防や医学的助言を無視したり、安全のための措置をつい取らなかったりするなど、事故を呼び寄せるような行動をとってしまうこと
- ⑩児童虐待：小児期に受けた心理的・身体的・性的虐待（人生の初期に健全な発達を遂げることは、一生を通じた心身の健康の基礎になる。）

これらの危険因子の全てが、職場で観察していれば分かるというものではありません。そこで、次は職場でもある程度気が付く項目（サイン）を十個挙げておきます。

- ①うつ病の症状が表れている
- ②原因不明の体調不良が長引いている
- ③酒量が増えている
- ④安全や健康を保てていない
- ⑤仕事の負担が急に増える、大失敗をする、職を失う
- ⑥職場や家庭でサポートが得られていない
- ⑦本人にとって価値のあるものを失っている
- ⑧重症の病気にかかっている
- ⑨自殺を口にする（ほのめかず行動をする）
- ⑩自殺未遂に及ぶ

以上に挙げるサインに数多く当てはまる場合は、早めに精神科医への受診を促しましょう。

今回はこれらのサインに当てはまる人への対応や、自殺の予防について述べたいと思います。（つづく）

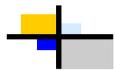
黒子とグレ子の「税金おとな相談室」(第10回)

税理士 関根 忍



■その経費、本当に経費ですか？(その4)
さて、第7回で黒子さんが食べた焼き肉の代金は、税務上はどのように扱われるのでしょうか？
まず、「夕食」と言っていますので、会議費にはなりませんね。
つづいて残業というよりは食事そのものが目的ですので、福利厚生費にもなりませんね。
そして、勤務時間外での食事ですから、経費になるかすら疑わしい支出になります。
税務調査などで指摘を受けた場合、十中八九「役員賞与」であるとされます。いわゆる「認定賞与」です。
つまり、
①「役員賞与」として、源泉所得税が課税。
②源泉所得税の「延滞税」の賦課。
③「役員給与等の損金不算入」として経費否認され、法人税が修正課税。

④黒子さんの「給与所得控除額」相当が損金不算入とされ、法人税が修正課税。
⑤法人税の「延滞税」の賦課
⑥黒子さんの所得税の確定申告（年末調整）の修正。
⑦申告所得税の「延滞税」の賦課
とまあ、7重苦ぐらいになります。
しかも、金額が高額だと「過少申告加算税」、その使途が不明瞭だったり悪質な脱税行為に認定されると、罰則としての「重加算税」が賦課されます。
いわゆる「3ちゃん企業」においては、会社のお金と個人のお金がゴッチャになりがちです。「本当に経費（損金）になるものなのか？」
良く検討する必要がありますね…。
(つづく)



「行政書士の事件簿」

行政書士 鎌田 勝典 スタッフ 磯田菜津子

Eさんが遭遇したストーカー事件

【加害者＝社長、被害者＝従業員】

Eさんは1年前からS社に勤める母子家庭の母親。S社のH社長はEさんに何らかの恋慕の情を抱いていたようで、Eさんの携帯電話に毎日のようにメールしていた。ここまでならただの迷惑な話で終わるのだが、EさんがH社長に拒否の意思を表示してからH社長の態度はがらっと変わった。夜遅くに「自宅に行くぞ」という脅しのメールが頻繁に来るようになり、実際、わかっているだけでも2回車で自宅に押し掛けている。
Eさんは怖くなり、不眠症、胃痛が始まる。会社に行こうとすると胃が痛くなり、出社できなくなった。責任感の強いEさんは、業務の引き継ぎもきちんと行い、退社することを会社に伝えた。ところがH社長は、「引き継ぎをきちんとするまで退職は認めない」「夜中に家に行くぞ」「家族にも迷惑なことになるぞ」と脅し、実際Eさんのお母さんに電話をかけている。

【「ストーカー行為」とは】

1999年、埼玉桶川ストーカー殺人事件は、女子大生が元交際相手とそれが雇った者に殺害されるという悲惨な事件だった。警察の怠慢な捜査も社会問題になり、事件の翌年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）が

できた。

ストーカー規制法第2条では、「ストーカー行為」を次のように定義する。

第2条（定義） この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。
一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求する。

(次頁へつづく)